

## 平成 27 年度の主な取組

### 教育の支援

茨木っ子ジャンプアッププラン 28 に基づき、専門支援員の配置・支援教育サポーターの配置、学習支援者の派遣、学力向上重点支援モデル校区事業の実施、保幼小中連携教育推進会議の開催等を推進した結果、平成 27 年度全国学力・学習状況調査で全国平均を上回り、合計の正答率は平成 19 年度から 8 年間で向上傾向、正答率 40% 以下の学力低位層の割合は減少傾向となっている。

就学援助制度、支援学級等就学奨励費制度の拡充として、平成 27 年度から中学校給食費に対する援助を実施した。

高校生等を対象に奨学金の給付を実施した。

大学奨学金利子補給事業を開始し、大学卒業後の奨学金返済の負担軽減を図るとともに、若者の本市への流入と定着を促進した。

生活困窮家庭・ひとり親家庭の中学生を対象とした学習・生活支援を、平成 27 年 6 月から実施した。個別対応によるきめ細かな支援により、子どもの学習意欲の向上、進学に関する意識の変化などがみられた。また、子どもに無関心だった親の子どもに対する関わり方の変化や家庭での親子の会話が増えるなど、学習だけでなく、生活に関する支援としても効果があったものと考えられる。

### 生活の支援

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、それぞれの専門性を有する支援機関がネットワークを形成し、包括的に支援することを目的に、茨木市子ども・若者支援地域協議会を設置し、広報活動の強化・地域との連携・若者の活躍の場の創出・中学校卒業後のフォロー体制の整備に向けて取り組んでいく方向性を導き出した。

利用者支援事業として、平成 27 年 10 月から「子育て総合案内」という名称で、相談者の個別ニーズに対応した情報提供を実施した。

配偶者暴力相談支援センターを平成 27 年度に設置し、DV 被害者とその子どもに対して総合的に支援を実施した。

#### **保護者に対する就労の支援**

生活困窮者自立支援事業における包括的な相談支援として、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対する福祉のワンストップ総合相談窓口として、包括的な相談支援、一時的な生活の場を確保する支援（一時生活支援）、一般就労に至る準備支援（就労準備支援）を実施した。

#### **経済的支援**

保育料の「みなし寡婦（夫）控除」の適用について、平成 27 年度からひとり親で税法上の寡婦（夫）控除の適用が受けられない世帯を対象に、幼稚園・保育所の利用者負担額の減免を実施した。